

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二
- 土地改良法により換地処分をした件 三
- 道路の区域を変更する件 三
- 小名浜臨港地区内における分区分指定制の件、中之作臨港地区内における分区分指定制の件、江名臨港地区内における分区分指定制の件 三

### 公 告

- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三
- 都市計画法により公聴会を開催する件 三
- 土地計画を変更する件 三
- 不在者投票のできる施設として指定した件 三

## 告 示

### 福島県告示第三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年一月二十二日から同年五月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 佐藤 雄平

二 変更した事項  
 ダルマドラッグ福島笹谷店 福島県福島市笹谷字出水二番ほか  
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 (変更前) 大和情報サービス株式会社  
 東京都台東区上野七丁目十四番四号  
 代表取締役 榎本 昌譽  
 (変更後) 大和情報サービス株式会社  
 東京都台東区上野七丁目十四番四号  
 代表取締役 坂倉 正宏

三 変更した年月日  
 平成十七年四月一日  
 四 届出年月日  
 平成二十二年一月十二日  
 五 届出をした者  
 大和情報サービス株式会社  
 (商業まちづくり課)

### 福島県告示第三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年一月二十二日から同年五月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダルマドラッグ福島笹谷店 福島県福島市笹谷字出水二番ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 (変更前) 大和情報サービス株式会社  
 東京都台東区上野七丁目十四番四号  
 代表取締役 坂倉 正宏

(変更後) 大和情報サービス株式会社  
 東京都台東区上野七丁目十四番四号  
 代表取締役 福島 長男

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社ダルマ薬局  
 宮城県仙台市青葉区木町十七ー十五  
 代表取締役 和田 永浩

(変更後) 株式会社ダルマ薬局

宮城県仙台市青葉区木町十七ー十五

代表取締役 和田 永浩

株式会社セリア

岐阜県大垣市外濠二丁目三十八番地

代表取締役 河合 宏光

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成二十年四月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成二十一年六月三十日

四 届出年月日

平成二十二年一月十二日

五 届出をした者

大和情報サービス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年一月二十二日から同年二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年一月十五日桃内地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十二年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(農地管理課)

福島県告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字香隈山三四三六番一地 先から 同 市慶徳町豊岡字香隈山三四六九番一地 先まで	変更前	A 九・五 二五・〇	一、六九二・三
		変更後	A 九・五 二五・〇 B 一一・〇 六〇・〇	一、六九二・三 一、四九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四十二号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十二年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 小名浜港臨港地区内における分区を指定する件(昭和四十年福島県告示第八十一号)

二 中之作港臨港地区内における分区を指定する件(昭和四十年福島県告示第八十二号)

三 江名港臨港地区内における分区を指定する件(昭和四十年福島県告示第八十三号)

四 相馬港臨港地区内における分区を指定する件(昭和四十年福島県告示第八十四号)

(港湾課)

福島県告示第四十三号

臨港地区内における分区を指定する件(平成十七年福島県告示第二十五号)で小名浜港臨港地区内における分区として指定されたものうち、商港区及び保安港区の区域(いわき市泉町下川字大剣に係る部分に限る。)を平成二十二年二月五日から次の図のとおり変更する。

なお、「次の図」は省略し、その図面を福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市商工観光部産業・港湾振興課に備え置いて縦覧に供する。



備  
事  
業

坂下	渋川	相馬	八沢	音金	矢吹	平田	駒込	太田	安達	東	東和	須賀川	岩代	猪苗代	三春第二	福島東部	浪江	川前
昭和五十七年三月二日	昭和五十五年三月二日	昭和五十二年三月二日	昭和五十一年三月二日	昭和五十一年三月二日	昭和五〇年三月二日	昭和五〇年三月二日	昭和五〇年三月二日	昭和五〇年三月二日	昭和五〇年三月二日	昭和四九年三月二九日	昭和四九年三月二九日	昭和四九年三月二九日	昭和四九年三月二九日	昭和四九年三月二九日	昭和四八年三月二〇日	昭和四八年三月二〇日	昭和四八年三月二〇日	昭和四八年三月二〇日

水田農業確立排水対策特別事業	新庄	新宮	遠田	荒井	萱根	東館	金曲	長瀬	手ノ倉	砂子堰 <small>（砂子堰）</small>	勝負沢	塩沢	長野	三和橋	立子山	檜原	原瀬	下川崎	霊山	湊	排水対策特別事業	かんがい排水事業

老朽ため池改修事業									ため池改修事業			ため池造成事業		ほ場整備事業		用排水整備事業		
高沢	大窪	一貫	中	寺戸	堤作	国分	三ツ池	さかさ池	宮の森	菅ノ沢	松崎	玉川	昭沼	大堤	岳	福島南	磐梯	八沢
昭和四九年三月二九日	昭和四九年三月二九日	昭和四九年三月二九日	昭和四八年三月三〇日	昭和四八年三月三〇日	昭和四八年三月三〇日	昭和四八年三月三〇日	昭和四七年三月三一日	昭和四七年三月三一日	昭和四八年三月三〇日	昭和四八年三月三〇日	昭和四七年三月三一日	昭和四七年三月三一日	昭和四七年三月三一日	昭和四七年三月三一日	昭和五七年三月三一日	昭和五二年三月三一日	昭和五二年三月三一日	昭和五一年三月三一日

ため池等整備事業										老朽ため池等整備事業	ため池等整備（用排水施設整備）事業	農地防災（ため池等整備）用排水施設整備事業	ため池等事業	老朽ため池事業	溜池改修事業										
三ツ山堰	金曲	矢吹原	大町	大玉	八幡	雨沼	守山	夏無	後沢一号	三ツ山堰Ⅱ期	矢野目	矢吹原	大作	菅波入	三ツ森	戸屋	新沼	滝大同							
平成三年三月二九日	平成三年三月二九日	平成二年三月三〇日	昭和六年三月三一日	昭和六〇年三月二九日	昭和五九年三月三〇日	昭和五九年三月三〇日	昭和五五年三月三一日	昭和五四年三月三〇日	昭和五三年三月三一日	平成七年三月三一日	昭和五四年三月三〇日	昭和五七年三月三一日	昭和五〇年三月三一日	昭和四九年三月二九日	昭和五六年三月三一日	昭和五三年三月三一日	昭和五二年三月三一日	昭和五二年三月三一日							

湖岸堤防事業 湛水防除事業	大林塚	平成四年三月三一日
	大沼	平成五年三月三一日
	下野尻	平成五年三月三一日
	程窪	平成五年三月三一日
	木冷	平成七年三月三一日
	柳原	平成八年三月二九日
	和田	昭和四七年三月三一日
	梁川	昭和四八年三月三〇日
	新地	昭和五三年三月三一日
	相馬	昭和五三年三月三一日
用水障害対策事業	大枝	昭和五四年三月三〇日
	大沢	昭和六二年三月三一日
	笹山	平成七年三月三一日
	西川原	昭和五二年三月三一日

(農村計画課)

公告第三十号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十二年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十二年二月十二日（金）午後六時から

場所 白河市八幡小路七番地一 白河市役所地下第一会議室

二 公聴会の案件

県南都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十二年二月五日（金）までに、別記様式による公述申出書を白河市建設部都市計画課又は福島県県南建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課及び白河市建設部都市計画課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課又は白河市建設部都市計画課に問い合わせる。

別記様式

公 述 申 出 書

平成22年1月22日付け福島県報に登載された「県南都市計画道路を変更する案」に  
関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成 年 月 日

福島県知事

公述申出人

住 所  
氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書のこと。

(都市計画課)

公告第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、いわき都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

いわき市のうち泉町滝尻字砂井田、小名浜南富岡字入八郷、泉町本谷字作、泉町本谷字道上、泉町本谷字大田、泉町本谷字数馬、常磐馬玉町数馬、小名浜島字館下、小名浜島字西屋、小名浜島字渡地、常磐岩ヶ岡町沢目、常磐岩ヶ岡町京田、小名浜島字八ツ替、常磐西郷町銭田、常磐下船尾町古内、常磐湯本町傾城、常磐湯本町日渡、常磐湯本町宝海、常磐湯本町山ノ神、常磐上湯長谷町梅ヶ平、常磐藤原町斑堂、小名浜字本町、小名浜字定西及び小名浜字辰巳町の各一部の区域

二 都市計画から除外される土地の区域

いわき市のうち常磐白鳥町清水下、常磐白鳥町坂下、常磐白鳥町小田倉、常磐白鳥町南蟹打、常磐藤原町別所、常磐藤原町大畑、常磐藤原町馬喰坂、常磐湯本町傾城、常磐湯本町日渡、常磐湯本町宝海、常磐湯本町山ノ神及び常磐湯本町高倉の各一部の区域

三 都市計画を変更する土地の区域

いわき市のうち常磐馬玉町数馬、小名浜島字館下、小名浜島字西屋、小名浜島字渡地、常磐岩ヶ岡町沢目、常磐岩ヶ岡町京田、小名浜島字八ツ替、常磐西郷町銭田、常磐下船尾町古内、常磐湯本町傾城、常磐湯本町日渡及び常磐湯本町宝海の各一部の区域

四 新たに都市計画に車線数を定める道路名

三・五・一四二号 船引場原木田線  
三・七・一五四号 傾城斑堂線

五 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、いわき市都市建設部都市計画課、いわき市小名浜支所経済土木課及びいわき市常磐支所経済土木課

六 縦覧期間

平成二十二年一月二十二日から同年二月五日まで

七 意見書の提出

いわき市都市計画道路を変更する案について、いわき市内に居住する住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を五に掲げる機関を経由して、六に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令

(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第一百零四条、第一百七十条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十二年一月十二日次のとおり指定した。  
平成二十二年一月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の 所在地
特定医療法人明智会介護老人保健施設 ライフサポート寧寧	会津若松市一箕町大字鶴賀字荻林三九番 地一